蕨市立図書館選書基準 (令和2年10月25日策定)

「1] 基本方針

公共図書館の役割として、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ資料を幅広く収集する。また、基本的人権の一つとして知る自由を保障するために 「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)を尊重し、次に掲げる事項に留意した収集を行う。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の人種、国籍、思想、信条、また政治的、社会的な見解を理由に資料を排除しない。
- (3)図書館員の個人的な関心や好みによって、選択を行わないものとする。
- (4)人権を侵害するおそれのある資料の収集は、特に慎重に行う。
- (5)特定の物品や健康食品の紹介など、消費者を誘導することを目的としているものは収集しない。

[2] 選書基準

地域における生涯学習をささえる施設として、乳幼児から高齢者まであらゆる世代の多様な要望に応えられるような資料を収集する。また、各分野の一般的な図書や、今後利用が予想される資料の収集に努める。

【資料の種類・範囲】

- ・図書資料(一般図書・児童図書・紙芝居・参考資料・郷土資料)
- ・雑誌 ・新聞 ・障害者サービス用資料(点字毎日・拡大写本等)
- ・視聴覚資料(カセットテープ・CD・ビデオ・DVD)

1. 一般図書

- ・生涯学習を支援するため、各分野の基本図書を充実する。
- ・リクエストの多い図書は、複本を購入する。
- ・出版情報を参考にして、新刊図書を収集する。

2. 児童図書

- ・評価の定まった図書を中心に収集する。
- ・調べ学習を支援する図書を積極的に収集する。
- ・団体貸出の要望に応えるため、適切な複本を揃える。

3. 参考図書(レファレンス図書)

- ・調査・研究の参考となるための図書を幅広く収集する。参考図書の範囲は、各種辞事典、年鑑、白書、統計書、目録等とする。
- ・最新の情報を提供するため、参考図書の更新を適切に行う。

4. 郷土資料

- ・蕨市に関する資料、地図、パンフレット、切り抜きなどを収集する。
- ・埼玉県に関する資料は、蕨市関連のものを中心に収集する。
- ・寄贈、寄託による蕨市関係資料は、必要に応じて収集整理する。
- ・蕨市の行政資料は、各部各課の行政刊行物を積極的に働きかけ収集する。

5. 視聴覚資料

・音声資料・映像資料は評価の定まったものを中心に各分野を収集する。

6. 逐次刊行物

- ・新聞は全国紙、地方紙及び専門紙を購入する。また、英字紙など外国語紙を利用者のニーズに応じて購入する。
- ・雑誌は月刊誌、週刊誌、季刊誌に関わらず、各年齢層男女の利用ニーズに基づき、専門誌、趣味の 雑誌などを幅広く収集する。

7. 障害者サービス資料

- ・視覚障害者等用資料、録音テープ図書、DAISY図書、点字資料などを収集する。
- ・その他資料、大活字図書、関連図書などを収集する。

8. リクエスト資料購入

・選書基準をもとに市民のニーズを参考にした幅広くバランスの取れた収集を行うため、資料の情報 と利用状況の把握に努める。